

個人リテール金融をめぐる注目点

—日本再興戦略等において目指す方向と課題—

主席研究員 重頭ユカリ

〔要 旨〕

近年、家計の金融資産と借入の前年同月比増加率は、低い水準ないしはマイナスが続いていたが、アベノミクス相場と言われる株価の上昇や消費税の引上げに刺激を受け、13年に入ると金融資産や借入はともに前年比増となった。

「日本再興戦略」では、2020年を目途として、資金決済の高度化や預貯金に偏っている金融資産を成長マネーにシフトさせることを目指しており、NISAの普及促進等により投資家層の拡大を図る等の具体的施策を掲げている。

ただし、長期的には家計の預貯金は人口動態の変化の影響を受け伸び悩むことが予想され、特に地方圏ではそうした傾向が早く進むとみられている。そのような環境下においても、家計が投資や消費を活発に行えるようにするためには、住宅資産の価値増大と流通・活用促進を図ることが重要だとの見方もある。

一方で、金融資産を持たない世帯の割合は近年上昇が続き、3割を占めるに至っており、今後もそうした傾向が続くと、NISA等を活用して投資を行えるのはごく一部の人に限られることとなる。日本全体として成長が達成されたとしても、そこから取り残される人が多くなることが懸念される。

目 次

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| はじめに | (1) 日本再興戦略において目指す方向 |
| 1 個人リテール金融をめぐる動向 | (2) 少子・高齢化のもとでの家計資産・借入 |
| (1) 金融資産・借入はともに増加 | (3) 地方圏において早く進展する人口減少の影響 |
| (2) 投資信託の利用が進む | (4) 今後予定されている制度変更 |
| (3) 教育資金一括贈与制度の利用状況 | (5) 小括 |
| (4) 消費税増税前に増えた住宅ローン | 3 2020年に目指す方向をどう考えるか |
| (5) クレジットカード、電子マネーの利用拡大 | (1) 貯蓄から投資へのシフト |
| (6) 小括 | (2) 金融資産格差や地域格差の進展 |
| 2 個人リテール金融に影響を及ぼす可能性がある環境変化や制度変更 | (3) 施策の恩恵を受ける人は多いのか |

はじめに

東京オリンピック・パラリンピックの2020年開催が決定し、オリンピックが日本の経済成長にどの程度寄与するのかといった議論が盛んに行われている。アベノミクスの3本目の矢である成長戦略「日本再興戦略」においても、20年のオリンピック・パラリンピック東京大会を目的に機能強化を図るといった項目が多く設定されている。

そこで本稿では、現時点での個人リテール金融をめぐる動向をまとめながら、20年を目的に日本再興戦略等で目指している方向を実現するためにどのような施策が考えられているのか、またどのような課題があると見込まれるのかについて論じてみたい。

1 個人リテール金融をめぐる動向

(1) 金融資産・借入はともに増加

家計の金融資産残高は、安倍政権発足後の株価上昇の影響を受け、株式や投資信託受益証券（以下「投資信託」という）の残高が大きく増加したため、12年末から13年にかけて前年同月比増加率が大きく上昇した（第1表）。しかし14年に入ると、株価の動向もあり株式や投資信託の増勢が鈍化したため、金融資産の増加率は2%台後半となった。

一方、家計の借入残高合計は、06年12月末以来前年比減少が続いていたが、13年3月末からは増加に転じた。13年半ばからは、民間金融機関の住宅借入の増加率が上昇し、

第1表 家計の金融資産、借入の推移

(単位 兆円, %)

	残高	前年同月比増加率							
		14年6月末	12.9	12.12	13.3	13.6	13.9	13.12	14.3
金融資産合計	1,645	1.7	3.2	3.8	5.5	6.4	5.9	2.9	2.7
うち現金	56	3.3	3.9	2.7	2.8	2.1	2.3	3.2	2.8
流動性預金	345	4.1	3.9	3.8	4.4	4.7	5.4	4.6	3.8
定期性預金	467	0.4	0.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	△0.0
投資信託受益証券	82	2.0	13.3	20.1	29.0	33.0	28.4	10.2	14.5
株式	86	△2.1	15.5	21.7	41.4	53.1	40.3	9.2	5.7
保険・年金準備金	441	1.8	2.5	2.1	2.3	2.5	2.4	2.1	2.1
借入合計	302	△0.8	△0.3	0.4	0.8	1.1	1.2	1.2	0.5
うち民間金融機関	256	△0.4	0.2	1.0	1.4	1.8	1.9	1.9	1.1
うち住宅借入(a)	171	1.3	1.5	1.5	1.7	1.9	1.8	2.2	1.8
消費者信用	22	△4.8	△3.7	△2.4	△2.3	△1.3	△0.6	0.1	0.3
うち公的金融機関	40	△1.1	△2.9	△2.6	△2.4	△2.4	△2.4	△2.5	△2.9
うち住宅借入(b)	24	△5.1	△5.3	△4.9	△4.7	△4.6	△4.8	△4.8	△5.0
住宅借入計(a+b)	196	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	0.9	1.2	0.9

資料 日本銀行「資金循環統計」

(注) 1 14年6月末の残高は速報値。

2 資金循環統計上は家計への「貸出」と表示されている項目を、わかりやすいよう「借入」と表示した。

消費者信用の前年比減少幅が縮小したため、借入合計の増加率も上昇した。特に14年4月の消費税8%への引上げ前に住宅購入が進んだことを受け、住宅借入の前年比増加率が上昇したが、増税後は増勢が鈍化した。

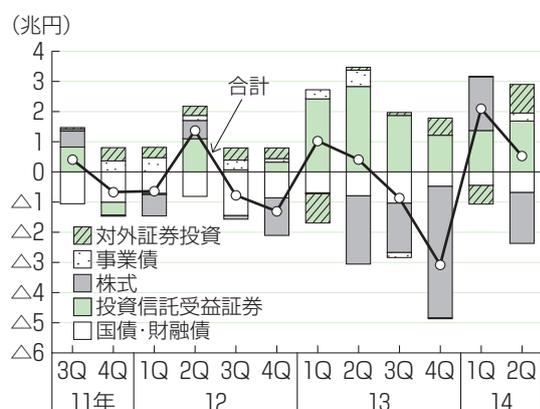
以上のように、安倍政権発足後13年中は、家計の金融資産と借入の残高増加率は低迷状態を脱しともに増勢を強めたが、消費税増税後はその勢いが弱まりつつある。

(注) 日銀の「資金循環統計」上は、「貸出」という項目であるが、家計にとっては借入であるため、本稿ではわかりやすいよう「借入」という用語を使っている。

(2) 投資信託の利用が進む

家計の金融資産のうち、株価上昇により株式や投資信託の残高が大きく増加したことは前述のとおりであるが、ここでは価格変動の影響を除いた取引額（購入から売却を差し引いた差額）の動向をみる（第1図）。投資信託の取引額は13年に入り大幅に増加した。一方で株式については、購入額より

第1図 家計による市場性金融商品の取引額



資料 日本銀行「資金循環統計」
 (注) このデータは金融取引によって生じた残高の増減を示しており、時価変動によって生じた増減は含まない。

も売却額が上回る傾向が続き、特に株式の売買譲渡益や配当にかかる軽減税率が終了した13年12月末を前にして、節税のための売却が進んだ。

その後、14年1月からは上場株式や株式投資信託等の配当金および売却益等が非課税になる少額投資非課税制度（以下「NISA」という）がスタートし、節税のために売却した分を買い戻す動きもあったため、株式の取引額も14年の第1四半期には一時的にプラスとなった。

ここでNISAの利用状況を見ておきたい。金融庁の発表によれば、NISA口座の開設数は14年6月末時点で727万3,667口座となり、政府が20年の目標とする1,500万口座の約半分に達した。NISA口座における買付額は同時点で1兆5,631億円であり、そのうち投資信託が66.5%、上場株式が31.7%、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）がそれぞれ0.9%を占めた。

以上のことから、安倍政権発足後、家計では投資信託の購入が増加している様子がうかがわれ、新しく始まったNISAの利用も順調に進展している。しかし、取引額の動向をみると、同一家計が株式を売却する一方で投資信託を購入している可能性がある。また、NISA買付額の6割強を60歳以上が占め、20歳代、30歳代の利用者は合計しても1割に満たない。

金融広報中央委員会が毎年実施する「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」によれば、世帯で保有する金融資産に投資信託を含める割合は、13年調査、

14年調査のいずれにおいても13.6%と横ばいで推移しており、保有世帯の割合が上昇する傾向はみられなかった。おそらく、株価上昇を受けて投資信託の利用を増やしたのは、既に投資信託の利用経験がある人が中心であり、手持ちの株式を売却した代金を投資信託の購入にあてている可能性も高い。これまで投資信託と無縁だった人が新たに投資を始めたというケースは、それほど多くないとみられる。

(3) 教育資金一括贈与制度の利用状況

家計の金融資産は高齢層に偏在しているが、金融資産を多く持つ高齢者が子や孫の教育資金として一括贈与を行った場合、1,500万円までは贈与税が非課税になる教育資金一括贈与制度が13年4月1日から始まった。

教育資金の一括贈与で非課税となるのは、①信託会社への信託、②銀行等への預貯金の預入、③証券会社等での有価証券の購入のいずれかであり、信託銀行や銀行、証券会社が対応する商品を提供している。このうち統計データが公表されているのは信託のみであるが、それによれば、14年9月末現在の教育資金一括贈与信託の累積件数は8万9,095件、信託財産の設定額は6,048億円である。多くの銀行でも制度に対応する預貯金商品を提供しており、相応の残高が積みあがっているものとみられる。

同制度は15年12月末までの期間限定の制度であるが、信託協会では利用状況等を勘案して、同制度を恒久化することを15年度(平成27年度)の税制改正に対して要望している。

(4) 消費税増税前に増えた住宅ローン

前述のとおり、14年4月の消費税引上げを前に住宅を取得する動きが進んだため、13年半ばから民間金融機関の住宅借入の前年比同月増加率は上昇傾向となった。ただし、増税後の住宅取得者の負担軽減措置として、14年4月から住宅ローン減税の拡充とすまい給付金制度の導入が行われたため、4月以降の取得の方が有利になるケースも生じ、増税前の駆け込みの動きを部分的に弱める効果があったと考えられている。

増税後は、新設の住宅着工戸数が低迷している。もし15年10月に消費税10%への引上げがあれば再び住宅取得の動向に影響が生じることが想定されたが、増税時期の延期により当面そうした事態は発生しないものと考えられる。

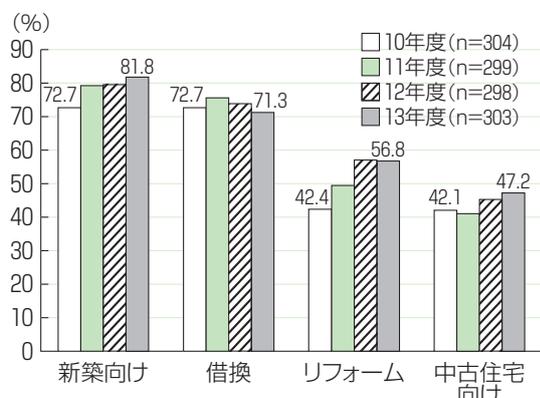
住宅ローンに関して14年4月と10月の日銀の「金融システムレポート」では、住宅ローンをめぐる競争が厳しさを増し優遇金利の低下が続いていることから、採算性が趨勢的に低下していると指摘している。今後の人口動向を考慮すると住宅着工戸数が今以上に増えることは想定しにくく、新設の住宅向け貸出に関する金融機関間の競合は一層厳しさを増していくことは想像に難くない。

そうした状況下で民間金融機関では、リフォーム資金を重視する傾向が強まっているとみられる。住宅金融支援機構が民間金融機関に対して実施している「民間住宅ローンの貸出動向調査」において、今後重視する(伸長が期待される)住宅ローンの商品

特性として、金融機関が「リフォーム」を挙げる割合の高まりは他の商品よりも顕著である（第2図）。その背景には、住宅着工戸数は伸び悩みが見込まれることや、後述するとおり政府が中古住宅・リフォーム市場の活性化を促進しようとしていることがあると考えられる。

家計が借り入れているリフォームローンの残高を把握できる統計データがないため、現在の貸出規模を把握することはできない。国土交通省がリフォームを実施した人に対して行っている「住宅市場動向調査報告書」によれば、三大都市圏においてリフォームにかかる平均金額は10年度調査の270万円から13年度調査では213万円へと減少した。しかもその資金を預貯金等の自己資金でまかなう割合は10年度調査の76.5%から、13年度調査では85.7%に上昇しており、家計がリフォームのために借り入れる残高はそれほど大きくないとみられる。したがって、リフォームローン需要の伸長には、リフォ

第2図 民間金融機関が今後重視する（伸長が期待される）住宅ローンの商品特性



資料 住宅金融支援機構「民間住宅ローンの貸出動向調査結果」

(注) 回答は上位4つのみを表示。

ーム市場の拡大だけでなく、リフォームする人が利用しやすい魅力的な商品の提供が進む必要があると考えられる。

(5) クレジットカード、電子マネーの利用拡大

決済手段に関しては、クレジットカードや電子マネーの利用が急速に拡大している。クレジットカードのショッピングに対する信用供与額は、02年の24.7兆円から12年には53.3兆円へと倍増した。最近の動向について、日本クレジット協会が発行会社24社を対象に実施する「クレジットカード動態調査」をみると、ショッピングに対する月間の信用供与額は、過去2年間、前年同月比6～11%台の増加が続いている。特に、消費税引上げ前の14年3月には、前年同月比24.9%増となった。消費税引上げ後は、個人消費が落ち込んでいるにもかかわらず、8月、9月のショッピングへの信用供与額は、前年同月比10%以上増加した。

他方、日銀によれば電子マネーの年間決済金額も年々増加しており、12年の段階では2兆円強に達している。電子マネーの1つであるnanacoの14年4月18日付ニュースリリースでは、14年3月の月間利用件数が1億件を突破したことを伝えており、足元でも利用が一層進展していると考えられる。

金融広報中央委員会が実施している調査では、5万円以上の支払い（買い物代金等）でよく利用する決済手段としてクレジットカードを挙げる割合（14年56.4%）は、現金（同45.3%）を上回っている。他方、1,000円

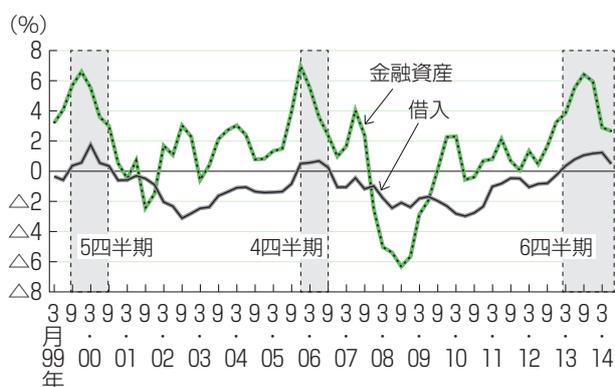
以下の支払いでは、電子マネー（デビットカードを含む）を挙げる割合が07年の2.4%から14年には10.5%へと大きく上昇しており、金額帯ごとにクレジットカードや電子マネーと現金との使い分けが進んでいることが分かる。

(6) 小括

ここまで、足元の家計の金融資産、借入、決済手段の利用動向をまとめてきた。近年、家計の金融資産と借入の前年同月比増加率は、低い水準ないしはマイナスが続いていたが、アベノミクス相場と言われる株価の上昇や消費税引上げによる駆け込み需要もあり、13年に入ると金融資産や借入はともに前年比増となった。ともに前年比増となるのは06年9月末以来であり、当時は05年12月末からの4四半期連続であったが、今回はそれを上回る6四半期連続となっている（第3図）。

家計の金融資産、借入両方の増加は近年ではまれなことであり、日銀の質的・量的緩和は金融面に影響を与えていたとみるこ

第3図 家計の金融資産、借入の前年比増加率



資料 日本銀行「資金循環統計」

とができよう。ただし、消費税引上げ後は増勢が鈍化している。今後、個人リテール金融に影響を及ぼす可能性がある環境変化や制度変更としてはどのようなものがあるか、次の節で詳しくみていきたい。

2 個人リテール金融に影響を及ぼす可能性がある環境変化や制度変更

本節では、まず日本再興戦略等において、2020年を目途としてどのような方向を目指しているのかを概観し、続いて既に決定ないしは予定されている制度変更についてみてみたい。

(1) 日本再興戦略において目指す方向

13年6月に閣議決定された日本再興戦略では、日本産業再興プランの1つとして、金融・資本市場の活性化を掲げている。これを受けて金融・資本市場活性化有識者会合が議論を行い、14年6月12日に「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を公表した。そこでの提言を踏まえ、『『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－』（14年6月24日、以下13年6月のものと区別するため「日本再興戦略（改訂版）」という）には、新たに講ずべき具体的施策が盛り込まれている。

金融・資本市場活性化に向けた具体的施策としては、①国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮、②資金決済高度化等、③豊富な家計資産が成長マネ

一に向かう循環の確立、④国際財務報告基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進、⑤企業の競争力強化に向けた取組みの5つが挙げられたが、このうち個人金融に直接関係するのは、②と③であろう。

②資金決済高度化等については、具体的な内容として、日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関、企業等における資金・証券決済の高度化を図ること、20年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図ることの2点が挙げられている。

特に即時振込などの資金決済高度化については、全国銀行協会が、海外の動向や国内のニーズ調査を実施したうえで、14年10月に「金融システムのあり方に関する検討状況（中間報告）」を出し、平日夕方以降および土日祝日を含め、全銀システムの稼働時間を拡大していくことが望ましいとの認識を示した。14年12月2日付の日本経済新聞記事によれば、全国銀行協会は新しいシステムを構築して稼働時間を拡大する方針とのことである。

③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立については、具体的施策として、①NISAの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図ること、②投資信託の運用にかかる透明性の向上や投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組みを進める

とともに、受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境を整備すること、③確定拠出年金の一層の普及を図ることの3つが挙げられている。

以上をまとめると、日本再興戦略（改訂版）では、20年を目途として、便利で効率的に資金決済ができるようになること、そして現在預貯金に偏っている金融資産を投資信託等の商品にシフトさせることを目指しているといえよう。

(2) 少子・高齢化のもとでの家計資産・借入

日本再興戦略（改訂版）では、安倍政権発足以来、「日本経済は、実質GDP成長率、雇用情勢、設備投資等の指標を見ても、力強さを取り戻しつつあり、物価動向を見てもデフレ脱却に向けて着実に前進し始めている」（改訂版1頁）としている。しかし、「少子高齢化による人口減少社会への突入という日本の経済社会が抱える大きな挑戦を前に、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはそう容易なことではない」（同2頁）とも述べている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、20年には東京と沖縄を除くすべての県で人口が減少することが見込まれている。また、人口のうち65歳以上が占める割合は、10年の23.0%から15年には26.8%、20年には29.1%に上昇すると推計されており、人口の高齢化は急速に進展する見通しである。

日銀の「金融システムレポート」(14年4月)では、家計預貯金の動向に人口動態の変化がどのような影響を与えるかを推計している。

同レポートでは、人口動態を、①世帯数の変化、②1世帯当たりの人員数の変化、③世帯主の年齢構成の変化の3つの要因に分けて家計預貯金に与える影響をみている。これまでのところは、世帯人員数の減少が家計預貯金の押し下げに寄与する一方で、世帯数の増加と世帯主の高齢者比率の高まりは家計預貯金の押し上げに寄与しており、3つを合わせた人口動態の変化の影響は、全体として家計預貯金の増加に寄与してきた。

しかし、2020年代に入ると世帯数が減少に転じ、その後も減少ペースを速めるため、人口動態の変化の影響は、20年代後半には全体として家計預貯金を押し下げると試算されている。また、人口動態の影響は地域によって異なり、地方圏では既に高齢者比率が相応に高く家計預貯金の押し上げに寄与する余地が少ない一方で、世帯数の減少が大都市圏よりも早くから始まるため、預貯金の伸び悩みが大都市圏よりも早い段階から進むと想定されている。

このように人口動態の変化は家計預貯金の伸び悩みにつながるが見込まれているが、それに対して、後述の中古住宅市場活性化ラウンドテーブルでは家計資産の中核をなす住宅資産の価値増大と流通・活用促進が進めば、金融資産が稼働して消費や投資の拡大が期待できると考えている。日

本再興戦略でも、中古住宅・リフォーム市場規模を、10年時点の10兆円から20年には20兆円へと倍増させる目標を掲げ、関連施策の推進に努めることとしている。

国土交通省が、13年9月に設置した中古住宅市場活性化ラウンドテーブルは、中古住宅・リフォーム市場の活性化に向けた基本的方向や取組課題を共有することを目的としている。

14年3月刊行の「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル 平成25年度 報告書」では、①新たな建物評価指針の不動産市場・金融市場への定着と事業者間連携のあり方、②新たな金融商品の設計の可能性、③その他の中古住宅・リフォーム市場活性化に資する仕組みの可能性を柱に、ラウンドテーブルにおける議論がまとめられている。

②新たな金融商品の設計の可能性では、リバースモーゲージ等の高齢化社会に対応した金融商品の設計や、証券市場や保険活用等による商品設計、リフォームローン、リフォーム一体型ローンの改善の可能性について議論がなされている。こうした議論の結果、新しいタイプのリフォームローンの開発や提供が今後進展することも想定される。

(3) 地方圏において早く進展する人口減少の影響

前述のとおり、地方圏では世帯数の減少が大都市圏よりも早く進展するため、家計預貯金が伸び悩みに転じるのも早いとみられている。こうした懸念が背景にあるため、

13年末に金融庁が地銀に対して「金融機関の将来にわたる収益構造の分析について」というペーパーを提示したとみられる。ペーパーの内容は生産年齢人口の変化による市場規模の縮小度合いと現状の収益性をとったグラフだったと報道されており、これを提示したことは金融庁が地銀に対して再編を含めた持続可能なビジネスモデルの検討を迫るものと捉えられ、大きな話題を呼んだ。

これまで、地銀は本店所在県以外の人口成長地域に出店したり、インターネットなどのデリバリーチャネルの整備を進めたりすることによって人口移動に対応すると同時に、複数の地銀で基幹システムを共同化するなどして経営の効率化に努めてきた。しかし14年11月に入り、鹿児島銀行と肥後銀行が持株会社設立による経営統合に向け協議・検討を進めること、また、横浜銀行と東日本銀行が経営統合の可能性について検討していることが伝えられるなど、地銀間での統合が進展する兆しが見えている。過去10年間の間に、第二地銀、信用金庫、農協といった他の地域金融機関においては合併により組織数が減少したのとは対照的に、地銀は64行体制が続いており、そうした情勢に変化が生じるかどうか注目される。

(4) 今後予定されている制度変更

以下では、当面予定されている主な制度変更について簡単に紹介する。

a 15年1月からの相続税、NISAに関する制度変更

15年1月1日以降の相続・遺贈から、相続税の基礎控除はそれまでの「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げられた。基礎控除の引下げにより、財務省では、課税対象になる割合が改正前の4.2%から6%程度に上昇すると試算している。

課税対象になる割合は地価が高い都市部で高くなるとみられ、税理士法人レガシイは、東京・神奈川・千葉・山梨を管轄する東京国税局管内に住む人の場合、対象者は現在の20.9%から44.5%まで上昇し、納税が必要になる人は15.0%と予想している。高齢化の進展により相続の発生件数も増加が見込まれており、金融機関においては利用者の相続への対応が重要性を増してきている。

前述のNISAは、15年1月1日以後に手続き（金融商品取引業者等変更届出書または非課税口座廃止届出書の提出）が行われる場合、①1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更すること、②NISA口座を廃止した場合翌年以降にNISA口座を再開設することが認められた。NISAについては、15年度（平成27年度）税制改正に対して、金融庁が未成年者のNISA口座開設（ジュニアNISA創設）、年間投資額を120万円まで引き上げること、口座開設手続等の簡素化等を要望しており、一部では実現する見込みとも報道されている。

b 16年1月からのマイナンバー利用開始

16年1月からは、マイナンバー制度の利用が始まる。マイナンバー制度とは、国内に住民票があるすべての人に固有の番号を割り当て、政府や地方自治体が社会保障、税務、災害対策の手続きをする際に個人を確認する手段とするもので、利用開始に先立ち、15年10月から番号が通知される予定である。

証券会社や保険会社等の金融機関においては、16年1月以降は税務処理の手続きのためにマイナンバーが必要になる。現段階では、預貯金の取引に関してはマイナンバーの利用は必要とされていない。しかし、内閣府が開催したマイナンバー・税務執行ディスカッショングループの論点整理では、「社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである」(論点整理7頁)と記されており、今後預金への付番が検討の対象となる可能性が考えられる。

これに対して全国銀行協会では、新規口座開設時の付番には銀行側に300億円、既存口座にも付番することになるとさらにその数倍のコストがかかるとみているほか、口座を保有する顧客と連絡がとれなかったり、連絡はとれても付番のためのアクションがなかったりする事態を懸念している。

c 消費税引上げと公的年金制度の見直し

15年10月に予定されていた消費税の8%から10%への引上げは、17年4月へと1年半延期される見込みである。17年4月に引上げが行われると、14年4月の引上げ前と同様に住宅や耐久消費財の駆け込み購入にもなう貸付等の増加の可能性もあり、その反動減の発生とあわせて注目する必要があるだろう。

また、消費税10%への引上げを条件として行われる予定であった年金制度の見直しも、消費税引上げの延期により財源確保が困難になったとして、14年12月1日時点で安倍首相は先送りの意向を表明している。延期されるのは、老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮することと、所得額が一定水準を下回る年金受給者に対して給付金を支給する年金生活者支援給付金の導入である。厚生労働省は、受給資格期間の短縮により約17万人が受給の対象となること、年金生活者支援給付金やそれを補完する措置は合計790万人が対象になると見込んでいる。ただし、厚生年金と共済年金の一元化については、消費税10%への引上げが条件となっていないため、15年10月の予定どおりに行われる見込みである。

そのほか、消費税引上げの延期にともない、17年12月に終了予定となっている住宅ローン減税とすまい給付金の終了期間等にも影響が生じる可能性があるだろう。

(5) 小括

ここまで述べてきたことをまとめると、

第2表 今後政府が目指す方向と予定されている主な制度変更

		14年			15年			16年		17年		…20年	
		1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月		
政策の方向	中古住宅市場活性化	20年までに中古住宅市場・リフォーム市場の規模倍増を目指す											
	金融市場活性化	20年に国際金融センターとしての地位を確立することを目指す 14年からただちに着手すべき施策 ①家計資産や公的年金の活用, ②アジア市場の取込み, ③企業の競争力強化, ④国内のビジネス環境整備											
予定される主な制度変更	消費税引上げ	8%			10% ^へ			延期		10% ^へ			
	住宅ローン減税	住宅ローン減税の延長, 年間控除限度額引上げ(17年末まで)											
	相続税	税率引上げ, 基礎控除引下げなど											
	教育資金一括贈与	(13年4月1日スタート)			非課税措置は15年末まで			(制度延長検討)					
	NISA	開始			制度見直し普及促進								
	マイナンバー制度				番号通知		個人番号カードの交付 順次利用開始						
年金制度				厚生年金と 共済年金統合		延期見込み		老齢基礎年金受給 資格期間短縮等					

(注) 14年12月5日現在の情報に基づき作成

第2表のとおりである。人口減少・少子高齢化を背景として、社会保障の財源確保のため消費税、相続税の税率引上げ等の課税強化が進んでおり、そのしわ寄せを受ける人に対しては、住宅ローン減税や教育資金一括贈与、年金生活者支援給付金等の導入により影響を緩和させようとしている。家計の金融資産は預貯金に偏っているが、これを株式や投資信託等を通じて成長マネーとして循環させることを政府は目指しており、NISAの導入に続いて利便性の向上も行っている。しかし長期的には、家計預貯金は人口動態の変化の影響を受け伸び悩むことが予想され、そうした環境下においても、家計が投資や消費を活発に行えるよう、政府は住宅資産の価値増大と流通・活用促進を進めようとしているのである。

3 2020年に目指す方向をどう考えるか

本稿の結びにかえて、2020年に目指す方向を達成するにあたり課題となると考えられる点を挙げておきたい。

(1) 貯蓄から投資へのシフト

第一は、家計の金融資産が成長マネーに向かうかどうかである。預貯金に偏在する家計の金融資産を投資信託等にシフトさせようという動きは、「貯蓄から投資へ」というスローガンのもと90年代の金融ビッグバン時代から続いている。

しかし、家計の金融資産に占める投資信託の割合は、ビッグバン前の95年末の2.3%

から13年末には4.8%へと上昇したが、株式は6.5%から5.1%へと低下した。他方、定期性預金と流動性預金の合計の割合は、95年末から13年末の間に48.2%から49.4%へとやや上昇しており、貯蓄から投資へのシフトが進展したとは言い難い。

投資信託や株式は、株価の上昇にともなう評価益の膨らみにより残高が増えるため、今後の株価の推移によっては家計の金融資産に占める割合が上昇する可能性もある。しかし、ビッグバン以降、インターネットを通じて株式や投資信託の購入ができるようになり、銀行等も投資信託の販売に積極的に取り組むなどデリバリーチャネルの多様化が大きく進んだにもかかわらず、預貯金からのシフトはそれほど進んでいない。そうした状況を考慮すると、NISAの一層の制度改正によりメリットが大幅に高まり、これまでこれらの商品とは無縁だった若い世代にも利用が浸透する等、相当の変化が生じなければ、貯蓄から投資への進展は難しいのではないかと考えられる。

(2) 金融資産格差や地域格差の進展

そもそも投資を行うかどうか以前に、金融資産そのものを全く保有していない世帯が近年急増している。「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯]」によれば、運用のためまたは将来に備えて蓄えている金融資産を保有しない世帯の割合は07年の20.6%から14年には30.4%に上昇した。年代により割合には差があるものの、非保有世帯の割合が上昇しているのはいずれの年代

でも同様であり、足元で家計全体の金融資産残高が増加するなかで、金融資産を保有する世帯と保有しない世帯の格差が拡大していることが推察される。

一方、今後は地方圏を中心に人口減少が進展する見込みであり、市場の縮小にともなう金融機関も経営の合理化に取り組まざるをえないものとみられる。しかも、資金決済高度化やマイナンバー制度への対応等でシステム投資への負担が大きくなれば、人口が減少する地域では店舗統廃合等による経営合理化によって対応しようとするケースが増えることも想定される。決済手段高度化の恩恵を受ける一方で、近くの金融機関の店舗が閉鎖され不便な状況に陥る人が多数生じることも懸念される。

(3) 施策の恩恵を受ける人は多いのか

既に述べてきたこととも関係するが、個人に関していえば、日本再興戦略（改訂版）に掲げられた資金決済高度化や家計資産が成長マネーに向かう循環の確立のための具体的施策がどれほど多くの人に恩恵を与えるかは疑問である。資金決済高度化については、全国銀行協会の国内調査によれば、平日夜間や土日に振込をしたいというニーズが相応にあるようであり、恩恵を受ける個人も多いであろう。ただし、クレジットカードや電子マネーを含む資金決済手段の多様化がますます進展すれば、銀行振込に頼らなくても済むようになり、時間延長のメリットが相対的に低下する可能性もあろう。

また、今後も金融資産を持たない世帯の割合が上昇し続ければ、NISA等を活用して投資を行うのはますます一部の人に限定されることとなり、投資余力のある人だけが税制優遇の恩恵を受けることになる。教育資金一括贈与制度についても、主な利用者は高齢層のなかでも資産を多く保有する人のみであり、そうした祖父母をもつ若い世代しか恩恵を受けられない。

このようにみえてくると、年金生活者支援給付金の導入を除くと、生活が苦しい人が享受できる恩恵はそれほど多くない。それも消費税10%への引上げが条件である。仮に日本再興戦略が目指すとおり金融・資本市場の活性化が達成されたとしても、そこから取り残される人が多いのではないかと懸念される。

<参考文献>

- ・官民ラウンドテーブル「資金決済サービスの向上」作業部会（2014）「資金決済サービスの向上に向けて」
- ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」各年版
- ・金融・資本市場活性化有識者会合（2013）「金融・資本市場活性化に向けての提言」

- ・金融・資本市場活性化有識者会合（2014）「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」
- ・金融庁（2014）「NISA口座の開設・利用状況等調査（平成26年6月30日現在）」
- ・国土交通省「住宅市場動向調査報告書」各年版
- ・是枝俊悟（2014）「消費税増税先送りに伴う他政策への影響」2014年11月21日付大和総研税制 A to Z
- ・重頭ユカリ（2012）「ビッグバン構想から16年を迎える我が国のリテール金融市場」季刊個人金融秋号
- ・住宅金融支援機構「民間住宅ローンの貸出動向調査」各年版
- ・首相官邸（2013）「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」
- ・首相官邸（2014）「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」
- ・中古住宅市場活性化ラウンドテーブル（2014）「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル平成25年度報告書」
- ・日本銀行（2014）「金融システムレポート」2014年4月，2014年10月
- ・日本銀行（2013）「決済システムレポート2012-2013」2013年10月
- ・日本クレジット協会（2014）「日本の消費者信用統計（平成26年版）」
- ・日本クレジット協会（2014）「クレジットカード動態調査」（2014年11月28日）
- ・日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」
- ・マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（2014）「論点整理」

（内容は2014年12月5日現在）

（しげとう ゆかり）

